

公 告

都市計画に定める地区計画等を作成しようとするので、千曲市地区計画等の案の作成手続に関する条例（令和 8 年千曲市条例第 21 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 7 日

千曲市長 小川 修一

1 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 地区計画
- (2) 名称 屋代地区地区計画
- (3) 位置 千曲市大字屋代字返町の一部
- (4) 区域 別紙図面表示のとおり

2 地区計画等の原案の縦覧場所

千曲市役所都市計画課（〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 千曲市役所 3 階）

3 地区計画等の原案の縦覧期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 24 日（月）まで（午前 8 時 45 分～午後 4 時 30 分）
ただし、土、日、祝日は除く

4 意見書について

(1) 意見書を提出できる者

地区計画等の原案に係る区域内の土地所有者、利害関係を有する者

(2) 意見書提出期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで（郵送の場合は、最終日までに到着したものに限る）

(3) 意見書の提出先

上記 2 の縦覧場所と同じ（ファクシミリ、電子メールによる提出は不可）

(4) 意見書の様式

千曲市ホームページからダウンロードするか、(3) の場所に備え付けてある様式を使用してください。

5 その他

問合せ先：千曲市建設部都市計画課計画係（Tel.026-273-1111（内線 3252））